

# 運転免許センターで更新手続をされる方へ

～日曜更新窓口における新型コロナウイルス感染症対策の実施～

運転免許センターでは、毎週日曜日に運転免許証の更新窓口（日曜更新窓口）を開設していますが、特に、午前の受付開始時には、更新手続をされる方が集中し、ロビーが大変な混雑となっています。

そこで、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、4月5日(日)以降、日曜更新窓口で多数の人が密集することのないよう、入場整理券を配布し、入場者数の調整を行います。

御来場の際は、係員の指示に従っていただきますよう、御理解と御協力のほどよろしく申し上げます。

- 新型コロナウイルスの影響により、通常の手続をとることが困難な方は、警察窓口で申し出ていただければ、講習や適性検査などの更新手続を行わずに、有効期間の末日から3か月先まで運転することができるようになります（免許証裏面にその旨を記載します。有効期間の末日が本年4月30日までの方が対象です。）。
- また、新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず運転免許が失効してしまった方も、失効後6か月以内であれば、通常の手続と同様の手続により（学科試験や技能試験を受けることなく）、失効した運転免許を再取得することができます。ただし、この場合、再取得までの間は自動車を運転することはできません。

詳しくは、三重県運転免許センター（電話 059-229-1212）までお問い合わせください。